

理由書

新保土ヶ谷工場は、人口の増加が特に著しい保土ヶ谷区を処理対象区域として、市民環境衛生の向上のため、昭和 48 年 10 月に都市計画決定したごみ焼却場で、昭和 55 年 6 月に運転を開始しました。その後、ごみ量の減少や施設の老朽化等の要因により、平成 22 年 4 月に焼却を休止しましたが、それ以降は既存設備を活用し、家庭ごみの中継輸送施設として稼働しています。

現在、本市では都筑工場、鶴見工場、旭工場、金沢工場の 4 つのごみ焼却場が稼働していますが、今後都筑工場が老朽化等により運転を休止する予定となっており、残る 3 工場だけでは処理能力が不足すると想定されています。

そこで、本市のごみ焼却体制を維持するため、休止中の本工場について、運転開始に向けた再整備の検討に伴う区域を精査した結果等を踏まえて、都市計画ごみ焼却場の区域を変更します。

また、本工場と 3・3・27 号国道 1 号線と接続する既存の搬出入路が都市計画ごみ焼却場に必要施設であるため、本工場の区域に追加するとともに、合わせて名称を保土ヶ谷工場に変更します。